

申請者（譲渡人、譲受人）各位

武雄市農業委員会長

農地法許可申請書提出に伴う地元委員への事前説明について

農地法第3・4・5条及び非農地証明の申請をされる場合、事前に申請地の地元農業委員・農地利用最適化推進委員へ内容を説明し、裏面確認事項を記載してもらい申請書に添えて提出ください。この確認書がない場合は審議ができません。

確認書

土地		所在	
		面積	
		地目	
3条 ・ 4条 ・ 5条 ・ 非農地 証明	所有者	住所	
		氏名	
	譲受人 (借受人)	住所	
		氏名	

◆農地法第3・4・5条及び非農地証明の申請をするにあたり、裏面の確認事項について確認いたしました。

年 月 日	年 月 日
農業委員 印	農地利用最適化推進委員 印

農地法 3 条関係

申請の種類	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定
権利を取得しようとするものの農地の利用状況（第 3 条第 2 項第 1 号関係）	
権利を持つ農地はすべて効率的に利用している。	YES ・ NO
申請地も通作距離からみて、自ら耕作が可能である。	YES ・ NO
農機具および労働力は確保されている。	YES ・ NO
権利取得後の常時従事状況（第 3 条第 2 項第 4 号関係）	
農作業に従事している人数	人
取得後も 150 日以上農作業に従事する。	YES ・ NO
権利取得後の経営面積（第 3 条第 2 項第 5 号関係）	
権利取得後、下限面積（50a）以上である。	YES ・ NO
周辺地域との関係（第 3 条第 2 項第 7 号関係）	
現在の利用状況を分断するような権利取得ではない。	YES ・ NO
地域の水利調整に参加し、その取り決めを遵守する。	YES ・ NO
地域の農業の利用調整に協力する。	YES ・ NO
農薬の使用方法等については地域の防除基準に従う。	YES ・ NO

農地法 4 ・ 5 条関係

申請の種類	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定
農地の代替え（第 4 条第 6 項 2 号関係/第 5 条第 2 項 2 号関係）	
周辺の農地以外の土地では事業を達成できない。（3 種農地を除く）	YES ・ NO
資力及び信用（第 4 条第 6 項 3 号関係/第 5 条第 2 項 3 号関係）	
資力及び信用から転用が確実と認められる。	YES ・ NO
周辺地域との関係（第 4 条第 6 項 4 号関係/第 5 条第 2 項 4 号関係）	
農業用用排施設に支障がない。	YES ・ NO
周辺の農地に係る営農条件に支障がない。	YES ・ NO

非農地証明関係

総合的に判断し、非農地として扱うことに問題ない。	YES ・ NO
--------------------------	----------